

福井県報

号外第25号
令和元年
7月29日(月)
火・金曜日 発行
1月1890円 郵送料共

告示 目次

- 家畜伝染病の発生(一〇九・中山間農業・畜産課)……………
- 豚コレラのまん延を防止するため移動を制限する家畜等および区域の指定(一一〇・回)……………

告示

福井県告示第109号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第16号)第13条第1項の規定による家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年7月29日

福井県知事 杉本 達治

- 1 家畜伝染病の種類
豚コレラ
- 2 家畜の種類
豚
- 3 患畜または疑似患畜の区分およびその頭数
患畜 2頭
発生地
福井県越前市
5 発生年月日
令和元年7月29日

福井県告示第110号

豚の豚コレラのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項および家畜等の移動等の制限に関する規則(昭和27年福井県規則第39号)第3条の規定により、次のとおり移動等を制限する家畜等および区域を指定する。

令和元年7月29日

福井県知事 杉本 達治

- 1 家畜等
豚、豚の死体または豚コレラの病原体を広げるおそれがある物品
- 2 指定区域
移動を禁止する区域

鯖江市磯部町、鯖江市落井町、鯖江市上河内町、鯖江市川島町、鯖江市北中町、鯖江市寺中町、鯖江市戸口町、鯖江市中戸口町、鯖江市西袋町、鯖江市東清水町、越前市赤谷町、越前市栗田部町、越前市岩本町、越前市大滝町、越前市大平町、越前市国中町、越前市新在家町、越前市新堂町、越前市長五町、越前市寺地町、越前市中津山町、越前市水間町および越前市横住町を外縁とする範囲

搬出を禁止する区域

福井市浅水町、福井市浅水二日町、福井市安波賀中島町、福井市今市町、福井市大土呂町、福井市上勘生田町、福井市上河北町、福井市上六条町、福井市三十八社町、福井市宿布町、福井市篠尾町、福井市下河北町、福井市下東郷町、福井市下毘沙門町、福井市下細江町、福井市新開町、福井市東郷中島町、福井市中毘沙門町、福井市前波町、福井市真木町、福井市脇三ヶ町、福井市朝谷町、福井市市波町、福井市宇坂別所町、福井市蔵作町、福井市三万谷町、福井市田尻町、福井市奈良瀬町、福井市西河原町、福井市東河原町、鯖江市石田上町、鯖江市大倉町、鯖江市上氏家町、鯖江市小泉町、鯖江市下氏家町、鯖江市杉本町、鯖江市和町、鯖江市西番町、鯖江市二丁掛町、鯖江市平井町、鯖江市吉江町、鯖江市吉田町、鯖江市米岡町、越前市片屋町、越前市京町2丁目、越前市小松2丁目、越前市芝原3丁目、越前市下平吹町、越前市新保

1丁目、越前市新保2丁目、越前市新保町、越前市武生柳町、越前市中平吹町、越前市余田町、越前市畑町、越前市水坂町、越前市姫川1丁目、越前市平出1丁目、越前市平出2丁目、越前市平出3丁目、越前市深草1丁目、越前市深草2丁目、越前市文室町、越前市平和町、越前市松森町、越前市南2丁目、越前市南3丁目、越前市御幸町、越前市向新保町、越前市矢船町、越前市若竹町、越前市若松町、今立郡池田町魚見、今立郡池田町小畑、今立郡池田町金見谷、今立郡池田町上荒谷、今立郡池田町新保、今立郡池田町谷口、今立郡池田町千代谷、今立郡池田町月ヶ瀬、今立郡池田町常安、今立郡池田町東角間、今立郡池田町東保、今立郡池田町松ヶ谷、今立郡池田町水海、南条郡南越前町上平吹および南条郡南越前町牧谷を外縁とする範囲

令和元年七月二十九日印
令和元年七月二十九日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市文京一丁目十九番二十

福井県
高桑印刷(株)

☎ 〇六三三二番